

令和 3 年度  
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和 3 年 11 月  
厚生労働省

## 第1 謝罪・名誉回復について

### 1 基本方針の確認

今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。

(回答)

今後とも、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨を十分に踏まえつつ、皆様のご意見を伺いながら、途切れなくハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

### 2 追悼式出席者に対する旅費支給

追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

(回答)

追悼式で挨拶をされない方々を含む出席者の方々の旅費については、平成30年度協議会でのご要望も踏まえ、令和元年度より予算化しました。

今後とも、予算の確保に努めるとともに、旅費支給の対象範囲の明確化については、引き続き弁護士と協議してまいります。

## 第2 社会復帰・社会内生活支援

### 1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

(回答)

今後とも、法律や「基本合意書」の趣旨等を踏まえ、また、引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、できる限り努力してまいります。

## 2 医療・介護制度改善に向けての取組み

地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現されたい。また医療、介護制度について必要な情報を積極的に提供されたい。

特に、沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会、沖縄県ゆうな協会、自治体等の関係者との意見交換をされたい。

(回答)

地域におけるハンセン病特有の後遺症を有する方々への支援については、まずは退所者の方が多い沖縄県においてニーズの把握と支援策の構築をモデル的に実施するため、退所者の会の皆様や沖縄県ゆうな協会、沖縄県庁などの関係者と意見交換を行ってきています。

引き続き、退所者の会をはじめとする皆様のご意見を伺いつつ、関係者とも相談しながら、地域での相談会や医療従事者向けの研修等を実施するなどの施策を具体化させていく所存です。

## 3 回復者等相談事業の拡充について

適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現されたい。また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。

特に、回復者の多い沖縄県においては、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図られたい。

再入所の原因を分析し、相談支援体制を充実されたい。

(回答)

社会啓発推進・相談事業については平成28年度より、地域の実情に応じた社会啓発を推進するとともに、社会で不安を抱える退所者等に対して相談等を行うための経費を措置しています。

同事業が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後も皆様のご意見も伺いながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

沖縄県における退所者、非入所者への支援については、沖縄県ゆうな協会や関係機関とともに、本島・離島それぞれの課題と対応策について話し合いを進めており、今後とも、沖縄県の退所者・非入所者の皆様のご意見も伺いつつ、検討してまいります。

相談支援体制の充実については、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

#### 4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を早急を実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、一昨年度、弁護士団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

引き続き、弁護士団と連携の上、生活実態等について聞き取り調査を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、引き続き作業部会において、促進法の基本理念に照らし、経済的支援の在り方について検討してまいります。

### 第3 在園保障

#### 1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

(回答)

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

## 2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫や医師偏在対策におけるハンセン病療養所の位置づけなどにより、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、国の政策が医師偏在状況を生み出したこと、それにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があること（その最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にある）に鑑み、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、上記待遇格差の解消及び宿日直等手当の抜本的増額等の特別の施策を講じられたい。

なお、特命副園長制度に関して、運用状況等を回答されたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年5月時点で定員146人に対し現員が115人と、31人の欠員が生じているものの、昨年度同時期と比較すると3人増となっています。

また、2年間不在であった駿河療養所長について、本年4月1日に配置することができました。

しかし、多くの療養所がへき地・離島に所在していることや給与等の処遇面が民間と比較して低いことなどの要因により、依然として欠員が生じています。

このため、令和4年度要求においては、初任給調整手当や医師の宿日直手当の増額などを要求しているところです。

この他に、令和3年度から、65歳を超え常勤職員として採用ができない者を、非常勤職員の副園長として採用することにより、園長、副園長を補佐できる人材を確保するため特命副園長制度を創設しました。

制度創設の本年4月以降、大学、公立病院等関係機関に継続的に働きかけを行ってきたところであり、現在、来年4月の採用に向けて最終の調整をしているところです。

また、その他の取組として、新型コロナウイルスの影響下ではあるも

の、WEB 等も活用して関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関に対する医師確保の働きかけを実施するとともに、オンラインによる全国的な病院説明会への参加など PR 活動を進めています。

その結果、この1年間（令和2年11月～）において、合計で6人の医師を確保できました。

上記の他、医師の適正な処遇確保の一環として、施設長連絡会議（令和3年7月）において、

- ① 医師が宿日直勤務中に一定の時間を超える診療行為等を行った場合の超過勤務手当
- ② 園長、副園長などが休日夜間に診療や諸行事に出席した際の管理職特別勤務手当

の支給について、支給対象になり得ることを改めて周知を図りました。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

### 3 職員問題について

- (1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度においては感染対策の強化のため一定の定員増がなされたものの、なお定員減が継続している（89の減、37の増、△52）。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難い。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は、定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされてます。

入所者の皆様においては、高齢化の進展により、職員の看護・介護

によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えており、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、定員削減数について、本年2月以降、関係省庁と折衝し理解を得て、当初の計画である▲92人から28人減らして▲64人で調整したところです。また、令和4年度定員要求において、19人の新規増員要求を行っています。

この他、令和3年度に創設した雇用継続職員制度について、44人の定数に対して令和4年度は+34人の増員を要求するとともに、再任用短時間職員についても223人の定数に対して+5人の増員を要求し、医療及び介護体制の充実を図っています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、令和3年度から、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め定数を配付し、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用としました。

また、その他の職種についても、個別に本省に協議することにより、各療養所が必要とする職種及び人数が柔軟に採用できるよう運用を図ったところです。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和3年度については48名の賃金職員・期間業務職員を定員化しました。

また、昭和58年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等ライフライン関連業務等職員について新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかと懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた事例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員三交替制勤務の導入にあたっては、入所者の療養環境を第一に考え、各療養所の幹部会議や管理診療会議等で夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討し、全療協や入所者自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施すべきと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところではありますが、さらに改善が図られるよう、令和4年度要求においても増額要求を行っています。

(6) 上記(1)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（特に、定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

#### 4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

(1) 過去5か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、開催時期等について考慮を要するものの、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

(2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去3回の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

(回答) (1)と(2)まとめて回答

入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制の構築は重要な課題と認識しており、統一交渉団、療養所長、厚生労働省による『人権擁護のための委員会組織の協議』を本年3月に開催しました。

また、外部委員に対する研修についても、ハンセン病療養所の歴史や経緯、各療養所における取組の状況等を理解していただくことは重要であると認識しており、『人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修』を本年5月に開催しました。

今後の開催時期や開催方法について、関係者にご相談しながら進めてまいります。

#### 5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

(1) 大島青松園に関し、船舶(官用船及び民間委託船)の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとって極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航するようしっかり取り組んでまいります。

(2) 船舶運航関連施設の改善整備を早急に実現するため関連自治体等との連携協力ならびに地元ステークホルダーとの調整に積極的に取り組まれない。

(回答)

大島港の棧橋整備については、大島港の港湾管理者である高松市が防波堤、護岸改良工事等を担い、厚生労働省が浮棧橋設置を担うことで合意し、大島港の整備に向けて進めています。

浮棧橋設置に向けては、現在、実施設計を行っており、先月（10月22日）に高松市副市長と懇談し、早期着工に向け依頼・確認しました。

大島港の早期整備に向け、引き続き関係者とも連携のうえ進めてまいります。

(3) 昨年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、昨年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった（療養所によるが一律の面会・交流の禁止に近い状況も見られた）。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、そもそも、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、現時点において、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。ところが、昨年来の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいえるべき事態が生じているとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況となっている。

厚生労働省は、物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい。（なお、ワクチン接種等による状況の変化が見込まれるが、昨年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、ワクチン接種しない入所者・外部関係者があり得ることやワクチン変異型への懸念等により、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定し、従前の措置を漫然と継続するのではなく、改めて、今後の具体的方策に関する見直しがなされるべきである。）

(回答)

高齢化が進む入所者の感染防止対策については、各療養所において入所者自治会とも調整の上、職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底し、万全の態勢を講じてきたものと承知しており、その結果、現在まで入所者の感染事例は発生していません。

他方、療養所外の知人等、地域との交流も大変重要であると認識しており、昨年にはオンラインでの面会を可能とするための環境整備を全療養所で進めました。

引き続き、必要な環境整備を進め、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう努めてまいります。

(4) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各療養所における現状（新型コロナウイルス感染拡大以前の状況を含む）を回答されたい。

(回答)

各療養所における訪問手段については、電車、バス、タクシー等の公共交通機関を利用されています。

令和2年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項に基づき、各国立ハンセン病療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、各国立ハンセン病療養所の入所者の意向を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

#### 国立ハンセン病療養所における公共交通機関

施設名	最寄り駅	交通機関	距離	時間
松丘保養園	JR・津軽新城駅→松丘保養園前	市営・弘南バス	1.2km	3分
	JR・新青森駅南口	タクシー	1.5km	3分
東北新生園	JR・瀬峰駅→東北新生園前	宮城交通バス	4.2km	8分
栗生楽泉園	草津温泉バスターミナル	タクシー	2.8km	5分
多磨全生園	西武線・清瀬駅→全生園南	西武バス	2.2km	8分
	西武線・久米川駅→全生園前	西武バス	2.6km	9分
	JR・新秋津駅→全生園前	西武バス	2.2km	5分
駿河療養所	JR・岩波駅	タクシー	3.7km	8分
長島愛生園	JR・邑久駅→愛生園	両備バス	22.3km	47分
邑久光明園	JR・邑久駅→光明園	両備バス	19.3km	40分
大島青松園	JR・高松駅	官用船	8.2km	25分
菊池恵楓園	熊本電鉄・再春医療センター前駅	徒歩	0.7km	8分
星塚敬愛園	鹿屋バスターミナル→敬愛園前	鹿児島交通バス	8.3km	15分
奄美和光園	奄美空港→和光園前	しまバス	27.4km	40分
沖縄愛楽園	名護バスターミナル→済井出	琉球バス/沖縄バス (共同運行)	14.9km	29分
宮古南静園	宮古空港→北小前	宮古協栄バス	7.3km	17分
	北小前→南静園	八千代バス	5.9km	17分

※各療養所の最寄りの駅、停留所までの公共交通機関

6. 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟、不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施すべきものです。

しかしながら、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施してまいります。

#### 第4 真相究明

##### 1 歴史的建造物・史跡等保存について

(1) 大島青松園・霊交会教会堂の緊急補修の進捗について報告を求める。

(回答)

平成30年度中に調査を終え、令和元年度に設計業務の調達を行ったものの不落となり、令和2年度に改めて設計業務の調達を行い、今年度、無事設計業務を終えたところであり、令和4年度から工事を行う予定です。

(2) 各ハンセン病療養所からの永続保存対象リストの提出、並びに、これを具体化するための療養所ワーキングチーム会議の開催につき、現状を報告されたい。

(回答)

各療養所における検討状況は下表のとおりです。

厚生労働省としても、必要に応じて、他の療養所における選定の考え方、検討の進め方等を紹介するなどにより支援していく所存です。

松丘保養園	療養所内で対象を確認中。(結論時期：未定)
東北新生園	保存対象リストを作成済み。園及び入所者自治会との調整終了。結論済み。(ワーキンググループの開催予定なし。)
栗生楽泉園	未着手(結論時期：未定)
多磨全生園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
駿河療養所	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
長島愛生園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
邑久光明園	NPO 法人「ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会」にて歴史的建造物の保存状況や建造物の復元等調査検討中。(結論時期：未定)
大島青松園	入所者自治会等と調整中(12月頃)(結論時期：未定)
菊池恵楓園	保存対象リストを作成済み。園及び入所者自治会との調整は終了。(結論時期：未定)
星塚敬愛園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)
奄美和光園	保存対象リストを作成済み。(結論時期：未定)
沖縄愛楽園	保存対象リストを作成済み。(結論時期：未定)
宮古南静園	保存対象リスト案を作成済み。(結論時期：未定)

(3) 各療養所ワーキングチーム会議で合意された建造物史跡等の永続的保存計画については、厚生労働省はこれを尊重し、令和3年末を目処に歴史的建造物保存等検討会を開催して確認を得た上、令和4年の翌年度予算概算要求に必要な工事費用を組み入れて、令和5年度から計画着手ができるよう、最大限の努力を求める。

(回答)

各療養所ワーキングチームで合意された保存対象リストの提出があり次第、歴史的建造物保存等検討会を開催し、本検討会で了承が得られたものについては、滞りなく工事に着手できるよう、予算確保に最大限努めます。

## 2 社会交流会館について

(1) 各療養所の社会交流会館における地域交流と歴史保存啓発活動の積極的推進をはかるために、統一交渉団との継続的協議の場を設置されたい。

(回答)

社会交流会館のよりよい運営に向けて有意義な議論が行えるよう、引き続き協議していきたいと思います。

(2) 上記協議を行う前提として、各療養所の社会交流会館の現状について調査報告を求める。特に、下記事項について整理した資料を提出されたい。

- ①学芸員等職員の人的体制
- ②交流室・研修室・展示室・資料収蔵室等の配備
- ③当該療養所内の歴史資料（事務文書や医療関係等の公文書を含む）に関する整理保存活動への取り組み状況
- ④当該社会交流会館の当面の課題

(回答)

※別添参照

## 3 旧菊池医療刑務支所

菊池医療刑務支所の歴史の普及啓発を、菊池恵楓園の新装社会交流会館で今後どのように実現していくのか、具体的に説明されたい。

(回答)

旧菊池医療刑務支所の歴史を後世に伝えることは大変重要であると考えており、厚労省としても、同支所の歴史が風化することのないよう、今後とも普及啓発に努めるとともに、社会交流会館に勤務する学芸員の活動費の支援など、普及啓発に必要な支援を行ってまいります。

#### 4 医療基本法

医療基本法については、従来の共同骨子を発展させた医療基本法要綱案が、全原協、全療協を含む45団体の連名で、厚生労働省及び医療基本法制定をめざす議員連盟宛に提案されているところである。このような状況を踏まえ、従来どおり、基本的方向性を共有し、その制定に向けて必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成31年2月6日に設立され、御議論が進められていると承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

#### 第5 将来構想

##### 1 問題の所在

- (1) 昨年の定期協議において確認された永続化についての意見交換会（所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を含む）が全く開催されていない。
- (2) 全療協では、有識者会議に諮問して、療養所の将来構想と永続化に関し提言を策定し、厚労省に提出しているが、この提言についての意見交換の場が設定されないままに経過しており、この提言を今後の施策に反映していく可能性が検討されていない。

##### 2 要求事項

- (1) 療養所の永続化について、早急に意見交換会を再開すべきであり、療養所所在市町連絡協議会のオブザーバー参加を検討されたい。
- (2) 全療協有識者会議が策定した将来構想、永続化に関する提言について、これを今後の施策に反映させることについての適否を検討するために、作業部会を設置されたい。

(回答) (1)と(2)まとめて回答

永続化については、国が責任を持って対応していくべきものと認識しており、施設の保存の考え方や将来の管理・運営の方法等について、統一交渉団の皆様と複数回、意見交換を行ってきました。

現状では、各療養所の実情に応じた対応が必要と考えており、療養所内の歴史的建造物等の保存の議論とも関わってくるものであり、この点については、一昨年度、各療養所に対し、歴史的建造物等の本格的な保存について検討を依頼しました。

また永続化については、地元自治体に関与していただくことも重要であると考えており、引き続き、問題の具体化に向けて、意見交換会において、定期的に統一交渉団と協議、検討してまいります。

## 第6 元患者家族に対する施策について

### 1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

（回答）

厚生労働省としても、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえつつ、元患者の方々やそのご家族の皆様のご意見を伺いながら、偏見や差別のない社会の実現に全力で取り組んでいく所存です。

### 2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

家族が相互に交流することを通じて自身の被害回復および家族関係の回復等を図るために、家族交流会事業を着実に実施すること、また、家族の社会参加を促進し、偏見差別の解消を図るために、講師等派遣事業を積極的に実施することを確認されたい。

なお、上記各事業の実施に際しては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

（回答）

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

また、両事業の実施に当たり、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束します。

### 3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと。
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること。
- (3) 各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること。

(回答)

今後とも、ご家族及び弁護団のご意見を伺いながら、相談体制の整備・充実を図ってまいります。

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるよう、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の着実な実施に努めてまいります。

## 第7 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

### 1 問題の所在

#### (1) 「患者血統家族調」の流出問題について

明治32年に全国的に実施された「癩病患者並血統家系調」の一部が、流出し、ネットオークションにかけられたという問題は、重大な人権侵害であり、この種の文書が、全国各地の公的機関だけでなく、私人によって保持されている可能性を明らかにしたものである。現在流出元とされている長野県において、調査等がなされているが、都道府県レベルの調査には、限界があり、厚生労働省としても、隔離政策を推進してきた立場から、この問題について、関係各省庁と連携しつつ、適切な対応をとるべき責任がある。

しかるに、この問題が明らかになって以降、厚労省は、この問題の重大性を認識しないままに何らの施策も講じていない。

#### (2) 全国の療養所に保存されている資料の今後の保存・管理の在り方について

私立の療養所を含めて、各地のハンセン病療養所には、入所者のカルテや解剖承諾書その他の個人情報をはじめとして、膨大な文書や標本等の資料が保存されている。しかしながら、これらの文書類については、その保存・管理に関する法律的な根拠が明確にされておらず、今後における流出や廃棄の危険性が指摘されている。このため、これらの資料の保存状況の調査と今後における管理の在り方を早急に検討し、必要な法整備を含めた対策を策定する必要がある。

### 2 要求事項

#### (1) 厚生労働省として、台帳流出問題に対して、どのような方針のもとで、どのような調査を行い、再発防止策を策定する考えでいるのか明らかにされたい。

#### (回答)

今回の事案の発生については大変遺憾です。

これまで偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた、元患者の方々やご家族の皆様の心情を考えると、再発防止を図ることが重要と考えます。

このため、まずは、今月初旬に当該オークションに係る会社と協議の場を設け、オークション出品物の削除措置等に係る申し入れを行い、必要な対応をする旨の回答をいただいたところです。

いずれにしても、引き続き、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んでまいります。

(2) 以上の2つの課題の今後の対処方針を具体化するために、有識者を交えての作業部会を設置されたい。

(回答)

厚労省としては、当事者の方のお声も伺いながら、検討を進めてまいります。